

鹿沼市消防団サポート店事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の消防団員が減少傾向にあることに鑑み、市内の事業所その他の団体（以下、「事業所等」という。）の協力を得て、消防団員及び同居するその家族に対して優遇措置を実施することにより消防団員の確保を図り、市の消防防災力の充実強化を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員等 消防団員及び同居するその家族をいう。
- (2) サポート店 消防団を支援するため、消防団員等に対して優遇措置を実施する事業所等で、市長が認定したものをいう。
- (3) 優遇措置 サポート店で任意に定めた商品等の割引きその他のサービスをいう。

(申請)

第3条 サポート店として認定を受けようとする事業所等は、鹿沼市消防団サポート店認定申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容について、次に掲げる基準に従い審査し、適合していると認めるときは、当該事業所等をサポート店として認定するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置が、全ての消防団員及び同居するその家族、又はそのいずれかを対象としていること。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前項の規定によりサポート店に認定したときは、鹿沼市消防団サポート店表示証（様式第2号。以下、「表示証」という。）を交付するものとする。

2 サポート店は、交付を受けた表示証を当該事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更等の届出)

第6条 サポート店は、当該認定を受けた内容を変更し、又は廃止しようとするときは、鹿沼市消防団サポート店（内容変更・廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第7条 市長は、サポート店が第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りそ

の他不正な手段により認定を受けたとき、若しくはその他サポート店として適当でないと思えるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 サポート店は、前項に規定する認定の取り消しを受けたとき、又は第6条の規定による廃止の届け出をしたときは、速やかに表示証を返却しなければならない。

(サポートカードの交付)

第8条 市長は、消防団員等に鹿沼市消防団サポートカード(様式第4号。以下、「サポートカード」という。)を交付するものとする。

2 消防団員等は、サポートカードを紛失又は破損し、再交付を受けようとする場合は、鹿沼市消防団サポートカード再交付申請書(様式第5号)により、市長に申請するものとする。

(留意事項)

第9条 消防団員等は、サポート店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) サポート店の指示に従い、サポートカードを提示すること。

(2) 他の者にサポートカードを貸与、又は譲渡してはならない。

(3) 認定事項以外の優遇措置を強要してはならない。

2 サポートカードを不正に使用し、サポート店に損害を与えた場合、その責任はサポートカード保有者が有するものとする。

(サポートカードの返納)

第10条 消防団員等は、消防団員が消防団を退団したとき、前条の規定に違反し市長から返納指示を受けた場合は、速やかにサポートカードを返納しなければならない。

(記録整理)

第11条 市長は、鹿沼市消防団サポート店表示証交付台帳(様式第6号)を備え、表示証の適切な管理をしなければならない。

(公表)

第12条 市長は、サポート店の名称、所在地、優遇措置の内容その他の事項についてホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。(第5条、第8条2項)

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。（様式第4号）

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

事業所等 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

鹿沼市消防団サポート店認定申請書

鹿沼市消防団サポート事業実施要綱第3条の規定により、消防団サポート店として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請消防団サポート店

所在地	
名称	
代表者氏名	
業種	

2 優遇措置

優遇措置の内容	
---------	--

鹿沼市消防団

サポーター店

私たちは鹿沼市消防団を

応援しています。



優遇
内容

《優遇措置》

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

事業所等 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

㊟

鹿沼市消防団サポート店（内容変更・廃止）届出書

鹿沼市消防団サポート事業実施要綱第6条の規定により、（内容変更・廃止）をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 認定内容の変更

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

2 消防団サポート店の廃止

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

表 面



裏 面

分団・本部

団員氏名(署名)

家族氏名(署名)

注意事項

- ・サポート店からサービスを受ける時は、カードを提示してください。
- ・サポート店から求めがあれば、身分証明書を提示してください。
- ・このカードは、同居の家族以外に貸与又は譲渡してはいけません。
- ・このカードを拾われた時は、下記まで連絡をお願いいたします。

鹿沼市消防本部 地域消防課 TEL 0289 (63) 1156

※サポートカードは免許証サイズとする。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

所 属 第 分団 第 部

氏 名 ⑩

鹿沼市消防団サポートカード再交付申請書

鹿沼市消防団サポート事業実施要綱第8条の規定により、消防団サポートカードを再交付していただきたく申請します。

記

1 再交付の理由

紛 失 ・ 破 損

2 上記に至った経過

